

会長・支部長表彰基準

○「表彰規程」(抜粋)

(目的)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

一 会長表彰

二 支部長表彰

2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会長又は支部長が行う。

一 協会の目的遂行に関し特に貢献した者

二 電気技術の向上又は電気施設の保守安全技術に関し、有益な発明考案をした者

三 電気施設の保守安全技術又は作業方法に関し、有益な工夫改良した者

四 電気施設の建設又は運営に関し、功績顕著な者

五 電気施設における重大な災害を未然に防止した者

六 電気施設の保守安全業務に関し、永年にわたり無事故の電気主任技術者

七 電気技術、電気施設の保守安全技術、電気施設の建設又は電気施設の運営に関し、永年にわたり貢献した者

○「表彰内規」(抜粋)

第3条 会長表彰の対象となる者は、次の各号の要件に適合する者であること。一 原則として、各支部の支部長表彰を受賞した後、3年以上にわたり、引き続き表彰規程(以下、「規程」という。)第2条第2項各号の一に該当する功績等が有る者二 規程第2条第2項第一号、第六号及び第七号の規定により表彰する者にあつては、原則として年齢満50歳(協会の正会員としての期間が10年以上の者にあつては45歳)以上の者三 協会の維持会員の役員及び従業員にあつては、第一種電気工事士、電気主任技術者の免状の交付を受けている者であつて、5年以上の電気関係業務の経歴があり、かつ、協会において活動の実績がある者四 正会員にあつては、5年以上の電気関係業務の経歴を有する者2 支部長表彰の対象となる者は、前項第二号から第四号の規定に準ずる者であること。

第4条 規程第2条第2項の各号に該当する者の選考は次の基準とする。

一 「協会の目的遂行に関して特に貢献した者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

イ 協会の本部又は支部の役員として3期以上勤めた者

ロ 本部又は支部事務局長、又はこれに準ずる職務に6年以上勤めた者

- 二 「電気技術の向上又は電気施設の保守安全技術に関し、有益な発明考案をした者」とは、電気技術の向上、電気施設の保守安全技術又は作業方法等に関する特許(実用新案登録を含む。以下同じ)を得たものであって、かつ、当該特許が現に電気保安に役立っていることを証明する書類等がある者とする。
- 三 「電気施設の電気保安技術又は作業方法に関し、有益な工夫改良した者」とは、電気技術の向上、電気施設の保守安全技術又は作業方法等に関する工夫改良を行い、事業場内又は一般に広く採用されたものであって、公的機関等から評価された旨を証明する書類等がある者とする。
- 四 「電気施設の建設又は運営に関し、功績顕著な者」とは、次のイ~ニいずれにも該当する者とする。
- イ 最近5年以上にわたり、電気関係報告規則に基づく報告すべき電気事故(当該者の責めに帰するものに限る。)が発生していないこと。
 - ロ 電気関係法規の手続き及び電気保安技術上の義務を忠実に実行していること。
 - ハ 保安規程を遵守していること。
 - ニ 電気施設の改善に努力のあとが見られ、評価された旨を証明する書類等があること。
- 五 「電気施設における重大な災害を未然に防止した者」とは、感電死傷事故及び電気火災事故等による災害を未然に防止した者とし、証明する書類等がある者とする。
- 六 「電気施設の保守安全業務に関し、永年にわたり無事故の電気主任技術者」とは、次のイからハの規定を満たす者とする。
- イ 電気主任技術者(主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成28年3月22日 商局第1号を準用)に規定する電気管理技術者及び電気保安業務担当者を含む。)として5年以上の業務経歴を有すること。
 - ロ 電気技術者として20年以上の年数を有すること。(年数の算出は、第6条第1号における学校を卒業した以後か又は、電気主任技術者免状を取得した以後から算出する。)
 - ハ 最近5年以上にわたり、電気関係報告規則に基づく報告すべき電気事故(当該者の責めに帰するものに限る。)が発生していないこと。
- 七 「電気技術、電気施設の保守安全技術、電気施設の建設又は電気施設の運営に関し、永年にわたり貢献した者」とは、原則として、電気技術者として30年以上の実務経歴を有する者とする。(年数の算出は、第6条第1号における学校を卒業した以後か又は、電気主任技術者免状等を取得した以後から算出する。)

- 第6条 この規定で使用する「電気技術者」及び「電気関係業務」の用語は、次の意味である。
- 一 電気技術者 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校又はこれと同等以上の教育施設において電気工学の教育を修めて卒業した者、電気主任技術者免状取得者(許可電気主任技術者の資格を有する者を含む。)又はこれと同等以上の者(第1種電気工事士免状取得者、1級・2級電気工事施工管理士免状取得者、エネルギー管理士免状取得者及び技術士(電気電子部門)免状取得者をいう。)をいう。
 - 二 電気関係業務 電気設備に関する設計、工事、維持及び運用の業務をいう。

以 上